

# みよし市選挙管理委員会会議録

日時 平成31年1月16日(水)  
開会 午後1時30分  
閉会 午後2時30分  
場所 みよし市役所 特別会議室

出席者(選挙管理委員会委員)

委員長	伊豆原 要	委員	原田 重助
職務代理者	三浦 和夫	委員	内田 銚造

(書記)

総務部部长(書記長)	原田 清明	総務課副主幹(書記)	塚崎 仁
総務部次長(書記)	廣瀬 邦仁	総務課副主幹(書記)	岡田 珠見
総務課主幹(書記)	坂口 慶臣	総務課主事(書記)	山本 望

公開の状況 公開

傍聴者 なし

次第

1 あいさつ

2 議題

- (1) 在外選挙人名簿の登録について…………… P 1
- (2) 選挙人名簿選挙時登録について…………… P 3
  - ア 選挙時登録資格要件…………… P 3
  - イ 選挙人名簿登録数(選挙時登録)…………… P 4
- (3) 選挙管理委員会告示について…………… P 9
  - ア ポスター掲示場の設置場所について…………… P 9
  - イ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示…………… P 12
  - ウ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示…………… P 13
  - エ 期日前投票所の場所の告示…………… P 14
  - オ 投票所の場所の告示…………… P 14
  - カ 開票の場所及び日時の告示…………… P 15
  - キ 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任の告示…………… P 16
  - ク 投票管理者及び同職務代理者の選任の告示…………… P 17
  - ケ 開票管理者及び同職務代理者の選任の告示…………… P 18
  - コ 氏名掲示の順序のくじの日時及び場所の告示…………… P 18
  - サ 開票立会人選任のくじの場所及び日時の告示…………… P 19
- (4) 統一地方選挙の日程について…………… P 20
- (5) みよし市公職選挙管理規程の一部改正について…………… P 21
- (6) みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する規程の一部改正について…………… P 24

### 3 その他

- (1) 愛知県知事選挙の事前審査状況について …………… 別紙 1
- (2) 愛知県知事選挙の投票所入場券の配付について ……… 1月17日（木）配付開始
- (3) 愛知県知事選挙の選挙公報の配付について …………… 1月20日（日）県配送  
同日から配付開始
- (4) 愛知県知事選挙の啓発計画について …………… 別紙 2

### 議題

名前	内容
廣瀬書記	<p>それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>はじめに伊豆原委員長より挨拶をお願いします。</p>
伊豆原委員長	< あ い さ つ >
廣瀬書記	<p>それでは、委員長のとりまわしにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくをお願いします。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題(1)在外選挙人名簿の登録について、書記より説明をお願いします。</p>
山本書記	<p>議題1「在外選挙人名簿の登録」について事務局より説明いたします。</p>
伊豆原委員長	<p>&lt;説明&gt;※非公開のため記載省略</p> <p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>それでは、ご質問等になれば、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>議題(1)在外選挙人名簿の登録について、御異議ございませんか。</p>
伊豆原委員長	<p>&lt;異議無し&gt;</p> <p>御異議ないようですので、(1) 在外選挙人名簿の登録については、承認されたものといたします。</p>

山本書記

続きまして、議題(2) 選挙人名簿選挙時登録について、書記より説明をお願いします。

議題(2) 選挙人名簿選挙時登録について、事務局より説明いたします。

3 ページ目を御覧下さい。

今回の選挙時登録における資格要件等について、大きい1番ですが、定時登録の基準日及び登録日は、平成31年1月16日(水)でございます。

大きい2番についてですが、(1)、(2)のいずれの要件も満たす者が登録されることとなります。ひとつ目の登録要件として、国政選挙の選挙権のある者であることとされています。すなわち、日本国民であり、平成31年2月4日現在において年齢満18年以上である者が要件となります。2つ目は、住所要件として、平成30年10月16日以前の転入者で、引き続きみよし市の住民であることが登録要件となります。いわゆる3箇月要件です。イについてですが、3箇月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者で、平成30年9月16日から平成31年1月15日までに転出した者、すなわち転出後4箇月以内の者については、表示登録者として登録がされます。また、ウについてですが、帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続きみよし市の住民であれば登録がされます。

大きい3番の抹消者ですが、(1)から(3)のいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。ひとつ目は、平成30年9月15日以前に選出した者です。転出して4箇月を超えた場合は、本市の名簿から抹消されることとなります。2つ目は、前回の基準日から今回の基準日、つまり平成31年1月16日までに死亡した者です。3つ目は、欠格事項に該当した者です。

大きい4番ですが、名簿に転出者として表示される者は、大きい3(2)イで触れた、平成30年9月16日以降の転出者となります。

続いて4ページ目を御覧ください。

こちらは、今回の選挙時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。平成31年1月16日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,495人、女23,181人であり、合計47,676人です。下表は、投票区ごとの選挙人の数の内訳を表したものです。

5ページ目には、各投票区の前回の選挙時登録及び前回の定時登録時と比較した、男女別の増減表を表したものを載せております。

6ページ目を御覧ください。

こちらは、世代ごとの選挙人の数の内訳と前回の定時登録時の数値と比較した増減表を掲載しております。

<p>伊豆原委員長</p>	<p>続きまして、在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。7ページ目を御覧ください。1月16日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男57人、女22人、計79人であり、前回の12月定時登録と比較して、女1人増、計1人増となっております。</p> <p>8ページ目は、在外選挙人79人の在留している国の内訳でございます。</p> <p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>それでは、ご質問等になれば、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>議題(2) 選挙人名簿選挙時登録について、御異議ございませんか。</p> <p>&lt;異議無し&gt;</p>
<p>伊豆原委員長</p>	<p>御異議ないようですので、(2) 選挙人名簿選挙時登録については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題(3) 選挙管理委員会告示について、書記より説明をお願いします。</p>
<p>塚崎書記</p>	<p>議題(3) 選挙管理委員会告示について、説明させていただきます。資料の9ページ以降となります。順に説明させていただきます。</p> <p>まず、9ページでございますが、選挙管理委員会告示の第1号でございます。平成31年2月3日執行予定の愛知県知事選挙におけるポスター掲示場設置の告示でございます。こちらにつきましては、1月11日に市内全てのポスター掲示場設置を完了しておりまして、公職選挙法の規定に基づき、直ちに告示をすることとなっておりますので1月11日付で既に告示をさせていただいております。</p> <p>10ページ、11ページには、今回の愛知県知事選挙におけるポスター掲示場の一覧を載せさせていただいております。昨年の衆議院議員総選挙との比較でございますが、今回2箇所、場所を変更させていただいております。一覧表内の57番と64番でございます。まず、57番でございますが、緑丘投票区のポスター掲示場の一つで、従前は三好丘緑行政区にある四ツ池という調整池のほとりにあったものを、より住宅地の中にある高嶺公民館の敷地内に今回移動させていただいております。64番につきましては、黒笹投票区の中の一つでございますが、従前は三好丘あおば地内の黒笹工業団地付近の市道の脇にあるガードパイプに取り付けてあったものですが、こちらにつきましても、より人目につくように同じく三好丘あおば地内の大沢公園のフェンスに固</p>

定するよう、移設させていただきました。

12 ページを御覧ください。

告示の第 2 号でございます。こちらにつきましては、今回の選挙時登録の登録者数の内の、地方自治法の規定に基づく、50 分の 1 の数の告示でございます。地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数は 954 となります。計算式といたしましては、今回の登録者数である 47,676 を 50 で割りますと、953.5 となりますので、小数を切り上げさせていただき、954 という数字となります。

13 ページにつきましては、告示の第 3 号について、地方自治法、それから地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数の告示でございます。地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する、選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、15,892 となります。割り出しにつきましては、47,676 を 3 で割りますと、15,892 となります。参考としまして、それぞれの告示の下段に前回の定時登録、前回の選挙登録にて告示した数を載せさせていただいておりますので御参照ください。

14 ページを御覧ください。

告示の第 4 号でございます。今回の愛知県知事選挙における、期日前投票所の場所の告示でございます。期日前投票所の場所といたしましては、みよし市役所、みよし市三好町小坂 50 番地を告示させていただきます。その下が、告示の第 5 号でございます。今回の愛知県知事選挙における投票所の場所の告示でございます。三好投票区から黒笹投票区までの市内 8 箇所につきまして、それぞれの投票区内にある小学校の体育館、それから天王投票区につきましては、新屋児童館の場所を告示させていただいております。

15 ページは、今回の愛知県知事選挙における開票の場所と日時の告示でございます。開票を行う場所としましては、三好公園総合体育館でして、日時につきましては、平成 31 年 2 月 3 日午後 9 時 10 分でございます。

16 ページになります。告示の第 7 号でございます。今回の愛知県知事選挙の期日前投票所の投票管理者及び職務代理者の告示でございます。それぞれ、職務を行う日ごとに氏名及び住所を記載させていただいております。今回の期日前投票につきましては、全て選挙管理委員会事務局の職員で投票管理者と職務代理者を努めさせていただきます。なお、委員の皆様につきましては、前回の 12 月の定例会の中で、投票立会人を期間中で 1 回ずつお願いさせていただくこととしておりますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

17 ページにつきまして、告示の第 8 号についてでして、今回の愛知県知事選挙の投票日当日の投票管理者と職務代理者の告示でございます。市内 8 投票区の各投票管理者と各職務代理者の氏名と住所を記載させていただいております。いずれもみよし市の職員でございます。

18 ページを御覧ください。

告示の第 9 号でございます。今回の愛知県知事選挙の開票管理者と職務代理者の告示でございます。今回の愛知県知事選挙の開票作業について管理する開票管理者とその職務代理者につきまして、開票管理者につきましては伊豆原委員長、職務代理者につきましては三浦職務代理にお願いさせていただきたいと思っております。

その下段が、告示の第 10 号でございます。今回の愛知県知事選挙の投票所内における氏名等の掲載の順序を定めるためのくじを行う日時と場所の告示でございます。明日 1 月 17 日に愛知県知事選挙の立候補の受付がされます。午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に受付がされまして、受付が締め切られた後、愛知県選挙管理委員会から私どもへ届出順位で受け付けられた一覧表が届けられることとなるのですが、そのことにつきまして、午後 6 時から投票所内における氏名等の掲示の掲載順序を決めるくじを行いたいと思っております。こちらにつきましても委員の皆様のお出席をお願いしたいと思っております。場所につきましては、市役所 3 階の 301 会議室となりますので、よろしく願いいたします。

19 ページです。

告示の第 11 号です。今回の愛知県知事選挙における開票立会人を定めるくじの日時と場所の告示でございます。日時につきましては、こちらは、各候補者から平成 31 年 1 月 31 日午後 5 時までに開票立会人を行う方の届出がございます。従いまして、くじにつきましては、翌日の平成 31 年 2 月 1 日午前 10 時から、市役所 3 階 301 会議室での開催を検討しております。ただ、こちらの開票立会人のくじにつきましては、候補者の数が 3 人を超えないとくじを行う必要がなくなります。開票作業につきましては、開票立会人が 3 人から 10 人までの間で行うこととされております。従いまして、候補者の数が 2 名以下の場合で、その 2 名の方からそれぞれ届出があったとしても、くじを行う必要はございませんので、よろしく願いいたします。なお、くじを行わないこととなった場合、または候補者が 2 人を超えない場合は必然的にくじを行わないということでご承知おきいただきたいと思います。候補者が 3 人を超える場合で、かつ、届出のあった方が 2 名以下で、くじを行う必要がない場合は事務局から御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上が議題(3) 選挙管理委員会告示についての説明でございます。

伊豆原委員長	ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。
内田委員	明日の夕方行われるくじは、どなたが引かれるのですか。
塚崎書記	事務局にて抽選器を保有しておりますので、そちらを使用させていただきまして、抽選結果を皆様に御確認いただいて、くじの結果とさせていただきますかと思っております。
内田委員	候補者側の方は関係ないのですね。
塚崎書記	そうです。ただ、候補者側の方もくじに立会うことはできるという規定になっておりますので、もしもお見えになれば立ち会っていただくことは可能となっております。
原田委員	投票所が各小学校ということで、車でお見えになられる方が多いと思いますが、駐車場への誘導などは行っていただけるのでしょうか。
塚崎書記	はい。各投票所の主に駐車場なのですが、今回ガードマンを配置しました。また、駐車場へ誘導する案内表示も投票所内に設けさせていただきまして、駐車場の位置を案内するとともに、お見えになられた有権者の方の安全確保を図りたいと思っております。
原田委員	運動場を駐車場代わりにするとすれば、天気が悪いと足場が心配ですね。
塚崎委員	そうですね。投票所の中には運動場を駐車場として使わなければ駐車台数が確保できないところもございますので、そのようなところは天気が悪くなると足場が悪くなってしまう可能性がございますが、ご理解いただきながら行っていきたいと考えております。
伊豆原委員長	<p>それでは、ご質問等他になければ、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>議題(3) 選挙管理委員会告示について、御異議ございませんか。</p> <p>&lt;異議無し&gt;</p>
伊豆原委員長	御異議ないようですので、議題(3) 選挙管理委員会告示については、承認されたものといたします。

塚崎書記

続きまして、議題(4) 統一地方選挙の日程について、書記より説明をお願いします。

議題(4) 統一地方選挙の日程について、説明させていただきます。

資料は 20 ページとなります。12 月の定例会の中で、統一地方選挙の日程を決める臨時特例法が国会に提出され、審議中であることをお話させていただきました。こちらの法案につきましては、昨年末に成立して公布された状況でございます。その結果でございますが、愛知県議会議員一般選挙につきましては、3月29日告示、4月7日投開票日、みよし市議会議員一般選挙につきましては、4月14日告示、4月21日投開票日ということが正式に決定となりました。従いまして、今回の議題では、それぞれの選挙に合わせた日程をご案内させていただきたいと思っております。20 ページの表には、それぞれ愛知県議会議員一般選挙とみよし市議会議員一般選挙に係る日程を載せさせていただいております。愛知県議会議員一般選挙につきましては、告示日の3月29日の前日の3月28日の木曜日午後1時30分から選挙人名簿登録等のための選挙管理委員会の開催をお願いしたいと思います。それから、翌日3月29日の金曜日でございます。こちらにつきましては、立候補の届出のための受付事務でございます。愛知県議会議員一般選挙につきましては、55の選挙区に分けて、それぞれの選挙区で選挙を行うこととなります。そして、みよし市につきましては、みよしの区域が一つの選挙区となりますので、その選挙区の中で立候補の届出の受付の事務を行うこととなります。それから、同じ日でございますが、立候補の届出の受付が終了した後、午後5時50分から候補者の氏名の掲載順序を決めるくじを行いたいと考えております。その翌日、3月30日土曜日から4月6日土曜日までの間で期日前投票が行われます。こちらにつきましても、委員の皆様それぞれご協力いただきたいと考えておりますが、また日程案ができましたら皆様にもお示しさせていただきたいと考えております。それから、年度が変わりまして、4月5日金曜日に選挙立会人のくじ、こちらは先ほどお話いたしました開票立会人のくじと同じものと考えていただけたら結構でございます。こちら、選挙立会人の人数が3人を超えなければくじを行う必要がなくなることから、必要となった場合にのみ行うことであるとご承知いただきたいと思っております。それから、4月7日でございます。こちらは投開票日でございます。午前10時から選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会の合同会議を考えております。その日の夜でございますが、午後7時45分にご集合いただき、午後9時10分から開票作業、開票作業終了後に選挙会を考えておりますので、よろしく願いいたします。

みよし市議会議員一般選挙でございますが、3月18日月曜日午後1



	<p>時 30 分から市役所 3 階研修室にて立候補予定者説明会の開催をお願いいたします。4 月 13 日土曜日、告示日の前日でございますが、午後 1 時 30 分から選挙人名簿等の登録を行う選挙管理委員会の開催をお願いいたします。その翌日の告示日でございますが、立候補の届出の受付を行います。その後、午後 5 時 20 分から選挙公報の掲載順序を決めるくじ、午後 5 時 50 分から投票所内の候補者の氏名の掲示の掲載順序を決めるくじを行いたいと考えております。その翌日の 4 月 15 日から 4 月 20 日までの間で期日前投票が行われることとなります。こちらにつきましても、それぞれ委員の皆様にご協力いただきたいと考えておりますので、また案ができましたらお示しさせていただきたいと考えております。4 月 19 日でございますが、選挙立会人のくじを午前 10 時から行うことで考えております。4 月 21 日は投開票日でございます。午前 10 時から選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会の合同会議を行いたいと考えております。その日の夜、午後 7 時 45 分に御集合いただきまして午後 9 時 10 分から三好公園総合体育館で開票作業と選挙会を行うことを考えております。また、市議会議員選挙でございますが、4 月 22 日に当選者の方へ当選の告知と当選証書の付与を考えておりますので、御出席いただきますようお願いいたします。詳細につきましては、日にちが近づいて参りましたらご案内させていただきたいと考えておりますので本日の議題としましては、この一覧表の内容でご承知いただければと考えております。よろしくをお願いいたします。以上が議題(4) 統一地方選挙の日程についてとなります。</p>
伊豆原委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p>
内田委員	<p>県議会議員一般選挙について、候補者が一人しかいない場合にはくじを行う必要はないのですね。</p>
塚崎書記	<p>そうです。この表で言いますと、29 日金曜日の立候補の届出の受付で、お一人しか届出がなかった場合には、この日のその後の日程につきましてはなくなることとなりますが、その場合につきましても当選者を正式に決める、選挙会という会議の開催は必要となっております。選挙会を開く日時につきましては、改めて県の選挙管理委員会と日程を確認したいと思います。</p>
内田委員	<p>選挙日に行うというわけではないのですか。</p>
塚崎書記	<p>昨年行われました市長選の際には、投開票日の翌日に選挙会を開催させていただいたのですけれども、今回も同様の考え方として良いか</p>

	<p>ということも、県の選挙管理委員会と確認したいと考えております。</p>
伊豆原委員長	<p>県議会議員選挙の当選証書付与はこちらで行うのでしょうか。</p>
塚崎書記	<p>愛知県選挙管理委員会にて行うと伺っております。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、ご質問等他になければ、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>議題(4) 統一地方選挙の日程について、御異議ございませんか。</p> <p>&lt;異議無し&gt;</p>
伊豆原委員長	<p>御異議ないようですので、議題(4) 統一地方選挙の日程については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題(5) みよし市公職選挙管理規程の一部改正について、書記より説明をお願いします。</p>
塚崎書記	<p>議題(5) みよし市公職選挙管理規程の一部改正について、説明させていただきます。資料は 21 ページから 23 ページとなります。今回、みよし市公職選挙管理規程を改正することとなった趣旨につきまして、21 ページにその概要を記載させていただいております。土地改良法の一部が改正され、昨年6月8日に公布されているのですが、平成31年4月1日に施行されることとなっております。土地改良法が改正されることとなった背景につきまして、昨今の農家をめぐる環境が大きく変化したことによって、土地改良区、主に農地をお持ちの方が会員になっている組織でございますが、その運営につきまして見直しを行う趣旨となっております。その改正の一環の中で、土地改良区の総代選挙につきまして、土地改良法の規定により選挙管理委員会の管理によって選挙が行われることとされていたのですが、その選挙管理委員会による管理を廃止いたしまして、それぞれの土地改良区の中で総代の選挙を行うことができる改正となりました。その改正が行われたことに伴いまして、みよし市公職選挙管理規程の必要な改正を行うことが一点であります。もう一点目ですが、今年新たに天王の即位と退位によって元号改正が行われます。そのことに併せまして、規定中の様式について、整理を行うものでございます。具体的な改正内容ですが、23 ページに改正前と改正後の新旧対照表を載せさせていただいております。まず、土地改良法の改正に絡むものですが、第54条の規定がございまして、こちらは土地改良法の総代選挙につきまして、選挙長の行う告示について、土地改良法の選挙においても準用するという規定がございまして、この規定につきましては、土地改良区の総代の選挙を選</p>

伊豆原委員長	<p>挙管理委員会が行わないこととされたことから、この規定は必要なくなりましたため、今回この規定を削るとともに、この規定の中の目次につきましても整理を行う改正となっております。それから、改元に伴う様式の整理ですが、規定の中に様式第1号に選挙関係失権者名簿という書式を定めておりますが、この中の生年月日欄に明治、昭和、大正、平成のそれぞれを表す略語と、年月日という表記がございます。こちらにつきましては、現段階で新しい元号が判明していないこと、また、今後元号の略称を入れなかったとしても書式としては単に年月日のみ書いてあったとしても書式としては成立し、また、今後改元等がされたとしても改正の必要がないことから、今回元号の略称を全て除く改正を行いたいと考えております。施行期日につきましては、土地改良法の改正の関係は、改正土地改良法が施行される平成31年4月1日から、それから元号改正に伴う様式の改正は、21ページでは白抜きとさせていただいておりますが、今回この会議でもってご了解がいただけるのでありましたら、その後速やかに施行のために手続きをさせていただきたいと考えております。その施行できる期日が決まりましたら、こちらの資料中の施行期日が埋まることとなります。ご了承いただきたいと思っております。以上、議題(5) みよし市公職選挙管理規程の一部改正の説明とさせていただきたいと思っております。</p>
伊豆原委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p>
内田委員	<p>元号表記について、役所等の書類は基本的に元号で表記されていると思いますが、西暦表記を行えばこのような改正は不要なのではないでしょうか。一般で言えば、西暦の方がわかりやすいと思っております。</p>
塚崎書記	<p>今回の改元については、以前から世間でも広く知られておりまして、それに併せまして、私どもも選挙管理委員会だけではなく、市役所中で元号改正に伴ってどれだけ影響が出るかある程度の予測はつくところではあります。他の自治体の一部では、西暦による文書の表記が許容され始めているということを知っております。全て元号表記を廃止して西暦表記とすることは、なかなか整理すべき部分も大きいと思います。みよし市役所ではあまりそのような話は具体的にされていないのですが、今後もしかしたら西暦表記を許容しながら行政文書を作成していくような話が進んでいくのではないかと感じております。</p>
内田委員	<p>私の以前の勤務先では、昭和から平成になるタイミングで、社内の書類の一切を西暦表記に変更していました。こちらの方が不都合が少なかったように思います。</p>

三浦職務代理	<p>ただ、ご高齢の方は西暦よりも元号に馴染み深い方もいらっしゃると思います。西暦表記とするのならば、ある程度周知を行う必要があると思います。</p>
坂口主幹	<p>今回の改元に際しまして、国の公文書管理規程というものがございまして、和暦で記載することが公文書のスタンダードでありまして、委員のご指摘のとおり確かにわかりづらいと思います。公文書として対外的に発出していくものをわかりやすくするために、例えば、西暦と和暦を併記するというような運用面で改正ということをしつつ国、また他団体でも公文書管理規程が変わってきているというところでもあります。基本的には和暦表記というのが、国また地方公共団体の公文書としての性質が強いのですが、一方で市民に対してよりわかりやすくという観点から西暦を一部併記するという部分については団体の裁量によってできる点でありますので、また引き続きみよし市の文書管理の中でも検討できる要素であり、深めていきたいと考えております。</p>
内田委員	<p>私の場合は、役所の書類に元号の略称の記載がなければ西暦で書きます。</p>
坂口主幹	<p>そうですね。ただ、意味としては和暦も西暦も同じことでありますので、どちらでも書けるようにしておけば、今後改正する必要はなくなりますので、今回元号の略称は削らせていただきたいと考えております。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、ご質問等他になければ、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>議題(5) みよし市公職選挙管理規程の一部改正について、御異議ございませんか。</p> <p>&lt;異議無し&gt;</p>
伊豆原委員長	<p>御異議ないようですので、議題(5) みよし市公職選挙管理規程の一部改正については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題(6) みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する規程の一部改正について、書記より説明をお願いします。</p>
塚崎副主幹	<p>議題(6) みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用</p>

等の公費負担に関する規程の一部改正について、説明いたします。資料は24ページからになります。昨年9月の定例会の際に、みよし市の議会の議員と長の選挙における公費負担の条例の一部改正について、案を議題とさせていただきます。こちらにつきましては、昨年12月に開催されたみよし市議会の定例会にて提出させていただきます、原案どおり可決成立されまして、改正条例も公布されているところでございます。その条例が今年の平成31年3月1日から施行されるというところでございます。その条例の細則的な意味を持つこの規定につきましても今回ご審議いただき、改正をお願いしたいと考えております。具体的な改正内容につきましては、この規定の様式第5号でございます。26ページにこの様式の改正前と改正後の新旧対照表を載せさせていただきますいております。こちらはビラの作成証明書という書式でございますが、こちらの下段の4の(1)のところに、枚数16,000枚という表記がございます。この16,000枚というのは、従来は市長選挙において、候補者が配ることができるビラの上限枚数でございます、条例改正前までみよし市では、市長選挙のみがビラの作成について公費負担ができることとなっていたことから、あらかじめ16,000枚という表記がされていたのですが、今回条例改正によりまして、市長選挙と市議会議員選挙がそれぞれこの条例の適用となるとされたことから、市議会議員選挙でもこの書式を使えるようにするために今回こちらの16,000枚という部分の16,000を削り、単に枚という表現にすることで、それぞれの選挙に応じてこの書式が使用できるようにすることがこの改正の内容でございます。施行期日につきましては、改正された公職選挙法や公費負担に関する条例の施行期日に合わせまして平成31年3月1日とさせていただきますと考えております。以上が説明となります。

伊豆原委員長

ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。

内田委員

この規定の名称が、自動車の使用等の公費負担に関する規程の一部改正とありますが、内容についてはビラのことなのですね。

塚崎副主幹

そうですね。この規定の中では自動車の使用、それからポスターの作成、ビラの作成の公費負担についてそれぞれ定めているのですが、今回のビラの部分につきましては、規定の名称中の自動車の使用等の等の字に含まれているとご理解いただけますと幸いです。

伊豆原委員長

それでは、ご質問等他になければ、ただいまより採決に移りたいと思います。

議題(6) みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する規程の一部改正について、御異議ございませんか。

<異議無し>

伊豆原委員長

御異議ないようですので、議題(6) みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する規程の一部改正については、承認されたものといたします。

最後に、その他について、書記より説明をお願いします。

塚崎副主幹

はい。その他の案件につきまして、4点ほど説明させていただきます。いずれも今回の愛知県知事選挙において委員の皆様にご承知おきいただきたい点につきまして掲載させていただきました。まず一点目ですが、愛知県知事選挙の事前審査状況につきまして、先程の資料の末尾、26ページの次のページの表ですが、愛知県知事選挙の候補者の事前審査の状況を掲載させていただいております。こちらは昨年末の12月27日と28日に愛知県選挙管理委員会で愛知県知事選挙の立候補予定者の事前審査が行われました。その時の結果の状況を掲載した表でございます。事前審査を受けられた方は2名です。現職の大村秀章さんと新人の樽松佐一さんです。12月28日以降に新たに事前審査を受けられた方の情報は入っておりません。もしこのまま状況変わらずにいきますと、明日の立候補の届出につきましては、こちらの2名の方が立候補の届出をされるであろうと思われれます。それから二点目でございます。こちらにつきましては特に資料はございませんが、今回の愛知県知事選挙の投票所入場券につきまして、三好郵便局に持ち込ませていただき、仕分け作業の後に明日の告示日より各世帯へと配布していただけるよう調整させていただいております。その次の三点目でございます。愛知県知事選挙の選挙公報、選挙ごとに作成される候補者の政見等を載せた新聞でございますが、今回につきましては愛知県選挙管理委員会によって作成され、1月20日(日)に愛知県選挙管理委員会からみよし市に届けられる計画となっております。私どもは県より届いた選挙公報を即日業務委託させていただいた業者へ持ち込みましてその日から各世帯に配布するように手配をさせていただいております。四点目でございますが、資料の末尾のページをご覧ください。今回の愛知県知事選挙におけるみよし市選挙管理委員会の啓発活動について記載した表でございます。大きく九点ございます。一点目は懸垂幕を市役所壁面につけることです。こちらは、明日の告示日から選挙期日までを予定しております。二点目は公用車にマグネットステッカーを貼りつけて選挙啓発を行います。こちらにつきましても懸

	<p>垂幕と同期間の貼り付けを予定しております。三点目には既に発行されておりますが、1月15日号の広報みよし Hot Line で啓発のページを載せさせていただいております。四点目は、広報車ですが公用車の中にスピーカーの機能があるものがございますので、期間中に市内を走る際に啓發文を流すものです。五点目は、1月27日の日に毎年みよし市で行われるマラソン大会がございます。その大会会場でみよし市明るい選挙推進協議会委員の皆様と街頭啓発活動などを行いたいと考えております。その他みよし市商工会の電子ディスプレイによる啓発、市民課窓口の呼出し画面による啓発、ひまわりネットワークによる放送、西三河タイムスや矢作新報の新聞に啓発記事を載せる形で啓発活動を行っていきたいと考えております。</p>
<p>内田委員</p>	<p>選挙啓発について、ネットを利用したほうが街頭啓発よりも効果が高いのではないのでしょうか。</p>
<p>塚崎副主幹</p>	<p>そうですね。今回の愛知県知事選挙は愛知県選挙管理委員会が執り行う選挙であるのですが、県の選挙管理委員会のホームページなどで内容を知ることができるようになっているので、みよし市の選挙管理委員会としても愛知県選挙管理委員会のホームページにリンクを貼るなどといったことでできるだけ有権者の皆さんが知れるように工夫はしていきたいと考えております。</p>
<p>伊豆原委員長</p>	<p>ただいま書記より説明がございましたがご質問ございませんか。それでは、ご質問等他になれば、これもちまして、本日の選挙管理委員会を終了いたします。 本日は、御苦勞様でした。</p>